

第30回施設・研修等分科会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第30回施設・研修等分科会 議事次第

日時：平成22年5月11日（火）16:15～17:20

場所：中央合同庁舎第4号館 1214 特別会議室

1. 開会

2. 公共サービス改革基本方針（別表）のフォローアップ結果について

3. 公共サービス改革基本方針（別表）改定案について（非公開）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

小幡主査、渡邊副主査、浅羽専門委員、荒川専門委員、内山専門委員

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山谷企画官

○小幡主査 それでは、ただいまから「第 30 回施設・研修等分科会」を開催いたします。本日は「公共サービス改革基本方針（別表）」の改定に向けた各行政機関等での検討状況を把握したいと思います。

まず、事前に公共サービス改革推進室で実施した各事業等の検討状況のフォローアップについて、その実施結果を報告していただきます。

それでは、公共サービス改革推進室から報告をお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 では、公共サービス改革推進室で実施いたしました各事業等のフォローアップの結果について報告させていただきます。

お手元の資料のうち資料 2 を御覧いただけますでしょうか。この資料 2 は左から担当府省名又は独立行政法人名、次に事業名で、現在の公共サービス改革基本方針（別表）に記載されている措置の内容と、一番右の欄にはフォローアップすることが必要な事業等について公共サービス改革推進室から各府省、法人に照会をし、得られた回答を抜粋して記載しております。

では、フォローアップ結果につきまして 1 ページ目から報告をさせていただきます。

まず、農林水産省施設の運営等業務についてでございますが、こちらは平成 21 年 11 月に開催しました第 54 回官民競争入札等監理委員会です承された森林技術総合研修所の管理・運営業務に係る措置に関する計画では、入札等の実施予定時期については耐震工事の終了後とし、契約期間については耐震工事の終了後複数年間とされていまして、今般、具体的な実施予定時期、契約期間を確認しましたところ、いずれも計画時と変更がなく、耐震工事の終了後複数年間との回答がございました。

次に国税局の電話相談センターにおける相談業務についてでございます。

現在の別表では明確にされていない入札等の実施予定時期などについて確認いたしましたところ、入札等の実施予定時期については平成 23 年 11 月から落札者による事業を実施、契約期間については平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月、平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月、平成 25 年 11 月から平成 26 年 3 月の各年繁忙期の 5 か月間、入札等の対象官署・事業所の数・所在地につきましては全国 12 か所のうち 2 か所の国税局の電話相談センターとする回答が得られました。

では、2 ページ目に進ませていただきます。

独立行政法人国際交流基金の海外事務所の運営等業務についてですが、現在の別表では「民間活力の活用等の措置により一層の効率化を図る」とありますので、その実施した措置と成果を確認いたしましたところ、次の回答がございました。

全海外拠点に対し競争性のある契約の導入を指示し、引き続き、民間活力の活用等による効率化に努める方針とのことで、成果として、パリ、ケルン、ローマの各日本文化会館につきまして取組状況が報告されております。

次に独立行政法人造幣局の貨幣セット販売事業及び独立行政法人国立印刷局の「政府刊行物サービスセンター」事業についてですが、こちらは現在の別表で「民間競争入札も含

めた競争入札を行う対象・内容等について検討を行い、平成 21 年度中に結論を得る」とされており、その検討結果を確認いたしましたところ、こちらは事業仕分けや独立行政法人の抜本的な見直しの結果を待っている状況であるということで、現在のところ、未回答となっております。

では、3 ページに移ります。

独立行政法人国立科学博物館の設置・運営する「国立科学博物館」の施設運営等業務についてでございますが、平成 24 年度以降の民間競争入札の更なる実施の方針について確認いたしました、現在、実施している民間競争入札による事業の検証結果を踏まえて検討するとの回答がございました。

次に独立行政法人国立美術館の設置・運営する美術館等の管理・運営業務についてです。

現在の別表では平成 23 年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置について、「民間競争入札の更なる実施について上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する」とされており、現在の検討状況を確認いたしました。

委託業務範囲については監理委員会より民間競争入札の範囲として導入することの検討を求められたこともあり、これまで導入を見送っていた警備業務につきましても管理・運営業務の周期と合わせ、平成 22 年度からの 2 年間の複数年度による一般競争入札を実施したとの回答がございました。

また、ほかの施設への拡大につきましては現在実施している事業の検証結果等を踏まえた上で検討するとのこととございました。

では、4 ページ目に移ります。

独立行政法人国立文化財機構の設置する「東京国立博物館」等の施設管理・運営業務につきまして、平成 24 年度以降の民間競争入札の更なる実施の方針につきまして確認いたしました、こちらも現在実施している民間競争入札による事業の検証結果を踏まえて検討するとの回答がございました。

続きまして、独立行政法人科学技術振興機構の「日本科学未来館」の運営等業務についてですが、昨年 11 月に実施されました事業仕分けの結果を踏まえ、「日本科学未来館」の運営業務については独立行政法人科学技術振興機構が自ら実施することとなりましたが、設備管理、警備、清掃、植栽管理等は引き続き外部委託をするのか否かについて確認いたしましたところ、それらの業務につきましては、施設管理等業務と清掃等業務の 2 契約に包括化して総合評価方式による一般競争入札を実施して外部委託を行っているとの回答がございました。

引き続き、5 ページに進ませさせていただきます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの設置・運営するスポーツ施設等の運営等業務につきまして、平成 24 年度以降の民間競争入札の更なる実施の方針について確認いたしました、現在実施している民間競争入札による事業の検証結果を踏まえて検討するとの回答がございました。

次に独立行政法人日本芸術文化振興会の設置・運営する劇場等の運営等業務につきましてですが、現在の民間委託の実施状況及び民間競争入札活用の検討状況について確認いたしましたところ、調達業務の見直しを行い、随意契約から一般競争入札への移行を進めるとともに、順次、複数年契約への移行を図りつつ、民間競争入札の活用について検討するとの回答がございました。

では、6 ページ目に進ませさせていただきます。

独立行政法人日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務についてですが、平成 23 年度以降の方針について確認いたしましたところ、先月、実施された事業仕分けの対象事業となっております。今後のことについて検討できる状況ではないという旨の連絡がございました。

次の独立行政法人日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務につきましても、同様に先月実施されました事業仕分けの対象事業となっており、今後のことについて検討できる状況ではないとの連絡がございました。

なお、事業仕分けの評価結果としまして、国際交流会館と留学生寄宿舎等の設置及び運営事業については廃止するとの評価が出ております。

では、7 ページ目に進ませさせていただきます。

独立行政法人工業所有権情報・研修館の情報関連事業につきまして、現在の別表に記載されている新業務システムの運用開始時期を改めて確認いたしましたところ、計画が見直されておりまして、平成 25 年度及び平成 26 年度に改定したとの回答がございました。

続きまして、独立行政法人情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業につきましてですが、こちらは平成 23 年度以降の事業における対象範囲の拡大措置等について新たに実施を検討している、あるいは実施する意向がある試験地があるか、確認いたしましたところ、未定との回答がございました。

では、8 ページ目に進ませさせていただきます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業及び施設の運営等業務につきましては、未回答となっておりますけれども、平成 23 年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置において、第 2 期中期目標期間中にモデル事業及び平成 21 年度事業より実施する事業の実施状況等を踏まえ、その他の大学校への導入を図ることとされておりまして、新たに事業の導入を検討している、あるいは導入する意向がある大学校があるか確認したところですが、当該事業が事業仕分けの対象となったため、回答できる状況にはないとの連絡を受けております。

なお、こちら、事業仕分けの評価結果としては事業の実施は各自治体、民間の判断に任せるとの結果が出ております。

では、9 ページ目に進ませさせていただきます。

自動車検査独立行政法人の自動車検査業務につきまして、「中央実習センター」の管理・運営業務の契約期間が平成 23 年 3 月で終了いたしますことから、次の契約期間等の方

針について確認したところ、平成 23 年 4 月から 5 年間の民間競争入札による事業の実施をする予定であるとの回答が得られました。

また、自動車検査用機器の保守管理業務についても同様に平成 23 年 4 月から 5 年間の民間競争入札による事業の実施をする予定であるとの回答を得ております。

続きまして、独立行政法人国際観光振興機構の通訳案内士試験事業につきましてですが、現在実施している事業の契約期間が平成 23 年 2 月に終了いたしますことから、次の契約期間等に関する方針について確認いたしました。通訳案内士制度については、現在、試験制度も含めた抜本的な見直しを行っており、平成 22 年 6 月に見直しの方向性を取りまとめるため、現時点では次の契約期間等に関する方針については回答できないとの回答がございました。

では、最後のページになりますが、10 ページ目でございます。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務についてですが、現在実施している事業の契約期間が平成 23 年 3 月に終了いたしますことから、次の契約期間等に関する方針について確認いたしましたところ、業務の概要及び入札等の対象範囲、また入札等の対象官署・事業所の数・所在地には変更がなく、契約期間については平成 23 年 4 月から原則 2 年以上、複数年間との回答がございました。

フォローアップ結果の報告につきましては以上でございます。

○小幡主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告につきまして御意見、御質問がございましたら、委員の方々、御自由に発言をお願いいたします。

独法がかなり多いので、どうしても事業仕分けの関連で未回答であるとか、あるいは事業仕分けの方では廃止と言われたとか、移管を言われているとか、そういうものがありますので、そこはやむを得ないですね。

どうぞ、御自由に発言をお願いいたします。

○浅羽専門委員 よろしいですか。

○小幡主査 はい、どうぞ。

○浅羽専門委員 4 ページの国立文化財機構ですが、これは少し飛び出す質問かもしれないと申し訳ないのですが、東京国立博物館、並びに東京文化財研究所の施設管理、管理業務ということで対象になっていますが、例えば文化財研究所ですと奈良にも奈良文化財研究所、また、国立博物館も奈良や九州などにもあって、そういう範囲を広げる程度のは、今回、対象にはならないのでしょうか。

○公共サービス改革推進室 今回は 24 年度以降の事業の拡大措置の部分でそういった東京以外のところもカバーしていこうと思っておりますけれども、今般の改定ではちょっと議論が間に合わないということもありまして、検討の対象としては引き続き考えていくということでございます。

○小幡主査 今は場所で近いから括っている。そういうことですか。

○公共サービス改革推進室 そうです。

○小幡主査 間に合わないということで、今後、考えていただくということかと思います。ほかにいかがでしょうか。

○内山専門委員 よろしいですか。

○小幡主査 はい、どうぞ。

○内山専門委員 同じく4ページの日本科学未来館ですが、これは事業仕分けの結果、本体が実施することになったということですが、どういう議論の経緯か、御存じでしたら教えていただきたいのですが。

○公共サービス改革推進室 事業仕分けにつきましては報道等で議論が伝わっている部分もございますけれども、財団法人がございまして、こちらが広報業務、あるいは企画、管理、運営といったものをすべて行っていたということでもございました。実際、独立行政法人科学技術振興機構の方が実施している部分は非常に少ないということでもございまして、私どもとしてはそういった財団法人に対して民間委託をするという形式については、民間委託を実施するのであれば市場化テストの対象としてはどうかという話をしておりました。しかしながら、そういった民間委託をすること自体がよろしくないのではないかと、むしろ、独立行政法人の方々が、実際、企画をやっていくべきではないかという議論が事業仕分けの中であったと伺っております。

○佐久間事務局長 よろしいですか。

○小幡主査 どうぞ。

○佐久間事務局長 少し補足しますと、独法の方は非常に人数が少なく、実質的に通常の普通の業務を財団にほとんど任せているという状態だったと思います。仕分けの結果としては、この独法の本来業務として戻す、財団に出していたものを独法の方に戻す。それに携わった人たちを独法の方へ移す。

こういう整理になって、従来、財団からまた外へ委託していた部分は従来どおり委託するというのですが、その部分を財団経由でまた委託するのではなくて、その部分は直接の委託にする。こういう整理です。ですので、財団は消滅するという話になります。

済みません。完全消滅ではありませんでした。若干、別の業務がちょっと残って、それだけに専念するというでもございます。

○小幡主査 これは日本科学未来館が自ら実施するということになるのでしょうか。

○公共サービス改革推進室 私どももそこが気になりまして、確認をいたしました。企画業務については日本科学未来館が自ら実施するというでもございますけれども、施設の管理、あるいはその清掃といったような業務は現在も民間に委託をしているということもございまして、こちらについては民間に委託をし続けるということのようでもございます。

○小幡主査 この辺りは私も事業仕分けに関わっていますが、こちらの方で独法については今までいろいろやってきていて、民間競争入札で民間委託したものもあるのですが、様々な観点からもう一度見ようということで、独法すべてではなくて事業ごとに対象とされ、それに引っかかったものについては別途、事業仕分けで議論がされた。そういう経緯だと

思います。

ほかには。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊副主査 この財務省の国税局の電話相談センターにおける業務のうち、相談業務について、これは繁忙期の5か月間だけでその3年間委託と書いてありまして、受ける事業者の立場からするとこの5か月間だけで、あとの7か月は余剰人員を遊ばせるわけにはいかないとすると、当然、余力のある事業者が臨時に人を雇ってきて、この5か月だけサービスを提供するというような形になるのかなと思うのですが、それだけ余力のある事業者が全国12か所のうち複数箇所と書いてありますけれども、どういう見積もり、目算でこれでワークするということなのか、ちょっとイメージが湧きにくくて、教えていただけたらと思います。

○小幡主査 国税局の方から聞いておられますか。

○公共サービス改革推進室 その辺りまではしっかり伺うことはできていない状況でございますけれども、財務省としてはこれでワークをするという形で出しているのだらうと思います。

○小幡主査 どうぞ。佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 これ自体は国税局からのヒアリングを「地方出先機関分科会」でやったときがありました。

○小幡主査 ありました。

○佐久間事務局長 そのときに言っていた話をちょっと思い返しますと、繁忙期とそれ以外のときでかなり電話相談の数が違っていると。それで、最低限、国税局の職員もある最低数は専門的なものに対応するために彼らとして確保しておかなければならない人数があって、繁忙期でない時期はその人たちで対応可能だと。

ですから、必要最低限にその人員を、どうしても必要な人たちで繁忙期、非繁忙期はカバーできてしまうので、その部分に民間事業者に仕事を頼む余地がないというのが確か説明であったと思います。

ですので、その部分を引き続き民間事業者にやってもらうことになるので、今度は逆にコアな、要するに職員でないと答えられないような専門的なものを引き受けてもらうことができるような民間事業者がいるかという、逆の問題がまた出てくるということであったと思います。

○渡邊副主査 仕事がないのに無理に雇うというのは非常にいびつな形になってしまうので、当然、発注側としてはそういう考え方になるかと私も思いますけれども、今までいろいろ小委員会などで受ける民間事業者がいるのかどうかという議論があり、検討するときに、こういう職種をやっている事業者が受け手として想定されるとか、いろんな場合があったと思います。

多分、7か月間遊ばせておくのか、5か月間だけ臨時雇用をするのかは別として、受け手の側がよほど体力のあるところがやらない限りは、なかなか7か月間仕事がない中で入

札してくるところというのはどういうところだろうかという発想でワークするのかなというのを思ったので伺いました。こういうところが受けてくれるという想定のもとにこういう検討をされておられて、結論を出されたのかなと思ったので、そのポイントがどうなっているのかなということとは思いますがいかがでしょうか。

○小幡主査 確かに国税局のこの事業はヒアリングのときになかなか難しいということを答弁しながら、できるところがあるのではないですかとこちらが言って、出していただいた。そういう経緯ですよ。多分、何か調査等はしているのでしょうか。

○公共サービス改革推進室 調査していると思われま。

○小幡主査 人材派遣のようなところでしょうか。そこはわかりませんが、どこかそのようなところがあってということでしょうか。ただ、いずれにしても、どこかがやれると思って出して来ているので、一応、少し確認をしてみただけですでしょうか。

○公共サービス改革推進室 確認したいと思います。

○小幡主査 あとはいかがでしょうか。

○内山専門委員 その次、よろしいでしょうか。

○小幡主査 はい、どうぞ。内山専門委員。

○内山専門委員 例えば日本学生支援機構などであったとおり、事業仕分けとの関係で回答がなかなか出せないという例が幾つかあったと思いますが、そういった事業仕分けとのデマケといいますか、考え方の整理はどのようにやっているか、ちょっとお教え願えますか。

○公共サービス改革推進室 事業仕分けにつきましては私どもの市場化テストが対象とする対象事業といったようなレベルを超えまして、組織の存廃、日本学生支援機構については廃止、機構自体ではなくて国際交流会館ですけれども、こちらを廃止と言ったり、そういう形でより大きな枠組みで存廃、あるいは存続する場合でも事業を小さくするといったような議論がなされているわけでございます。

ここも同じ頃、私どもが閣議決定を目指します6月ごろに向けて検討が進んでいくと思われまので、私どもは6月下旬に閣議決定を予定しておりますけれども、そこに向けて整合性がきちんととれた形で調整を進めてまいりたいと考えております。

○小幡主査 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律でも、一応、検討の結果、事業の廃止は言えることにはなっていますが、我々の方ではとりあえずは包括的な民間委託を進めてはという形で、より効率化を図ってきたわけです。

一応、事業仕分けと目指すところは同じだと思いますが、少し切り口を変えた感じで、あちらは、いきなり廃止もあるというスタンスで来ているというのが、少々違うのかなという感じはありますね。

いずれにしても、閣議決定の前に何かしら結論は出るので、そこで調整をするということではないかと思えます。

それ以外はいかがでしょう。明確にしているところ、自動車検査独立行政法人とか独

立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構もあれば、情報処理推進機構はまだ未定、試験地を拡大するのは未定ですね。

○公共サービス改革推進室 未定ということでございます。

○小幡主査 ほかによろしいでしょうか。それでは、今日、御報告いただいた内容で、まだ未定というものもかなり多うございますけれども、それを踏まえながら基本方針改定案の策定を進めていただきたいと思います。

それでは、本日の公開審議はこれで終了となります。傍聴の方は御退席ください。